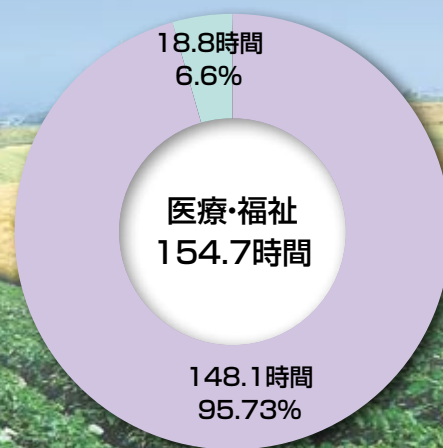
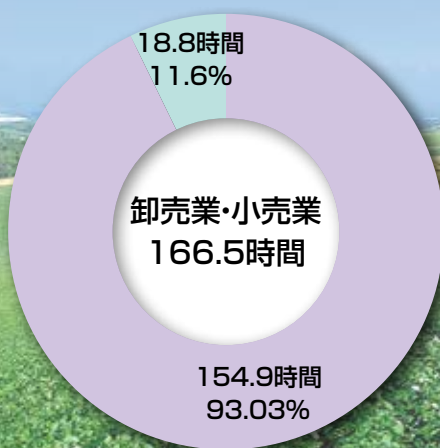
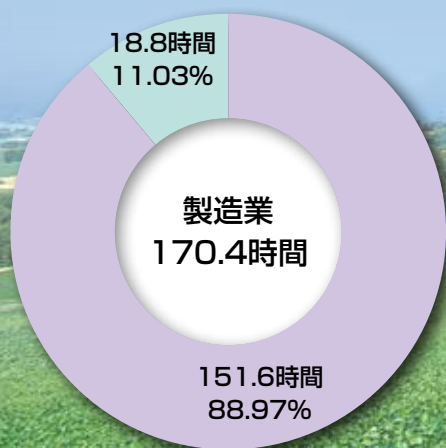
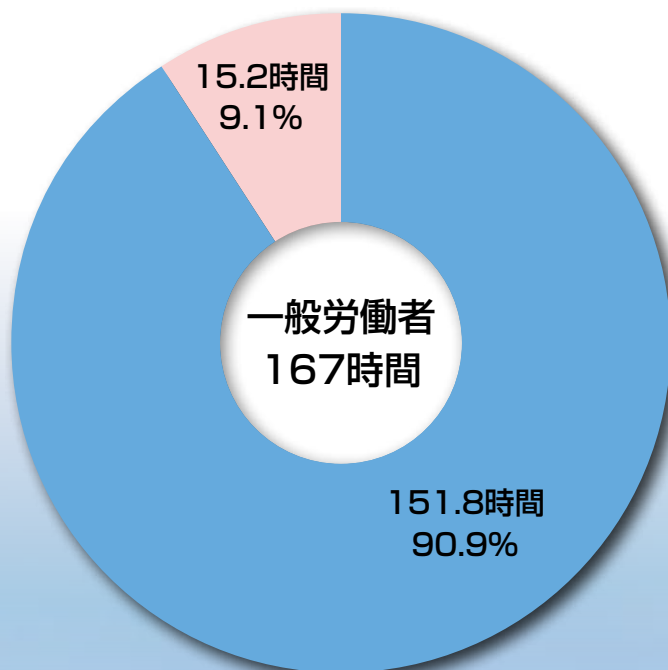


## 就業形態別月間労働時間及び出勤日数

厚生労働省「毎月勤労統計調査」平成26年3月分結果確報版



# 労働基準法の適用除外

## 農業の特例を正しく理解する

6次産業化の推進や経営面積の拡大に伴い、従業員を雇用する経営主も増えてきました。労働基準法では、従業員を雇用する際の最低基準を定めており、人間らしい生活を営むための労働条件を定め、従業員の生活を支えています。

一方、農業については天候に影響されやすい就業条件等を考慮して、労働時間等一部の規定についてはその適用が除外されています。

しかしながら、労働時間の定めが除外されている農業においても従業員の労働時間を管理する義務はあり、また、当然労働時間に応じた賃金を支払う必要があります。

今号では、農業における労働基準法の適用除外項目を紹介するとともに、その意味を正しく理解して働きやすい職場作りを目指しましょう。

## 農業の労働基準法適用除外を確認して、経営に合った労務管理を見直そう

農業従事者の高齢化が進み、担い手の確保が喫緊の課題として挙げられる中、経営の法人化や6次産業化の取組みなど、職業選択の1つとして農業法人等に就職する機会が増えています。農林水産省の調べでは、農業法人等に就職する雇用就農者は平成18年度が6千5百人であったのに対し、平成24年度は8千5百人まで増加しています。

従業員を雇用する際、事業主は労働

基準法（以下、「労基法」）をはじめとした種々の労働法規に基づいた労務管理に努める必要があります。この労務管理において、農業の場合は労基法で労働時間等一部の事項についてその適用が除外されています（表1）。これは、農業が天候に左右されやすい業種であることや、農閑期にまとまった休憩を取りやすいとの考えから規定されているものです。労基法の中で適用除外とされている項目とその

留意点について、正しく理解して従業員の労務管理に努めましょう。

### 1. 労働時間等に関する規定

農業は、労基法で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は適用しないこととしています。具体的には以下の点で他産業と区別されます。

#### ① 法定労働時間

他産業… 休憩時間を除き、1週間で40時間以上労働させてはいけません。

各日においては、休憩時間を除き1日8時間以上労働させてはいけません。

時間外・休日労働をさせる場合は労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある（三六協定の締結）。

農業… 法による定め無し。

#### ② 休憩

他産業… 労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければなりません。

農業… 法による定め無し。

#### ③ 休日

農業… 法による定め無し。

他産業… 毎週少なくとも1日もしくは4週で4日以上の休日を付与しなければならない。農業… 法による定め無し。

### 2. 割増賃金

割増賃金の制度を設けることで、事業主にお金を払わせることにより労働基準法で定める労働時間に納めさせる配慮が働いています。また、長時間や深夜に労働する従業員に対する補償の役割も担っています。

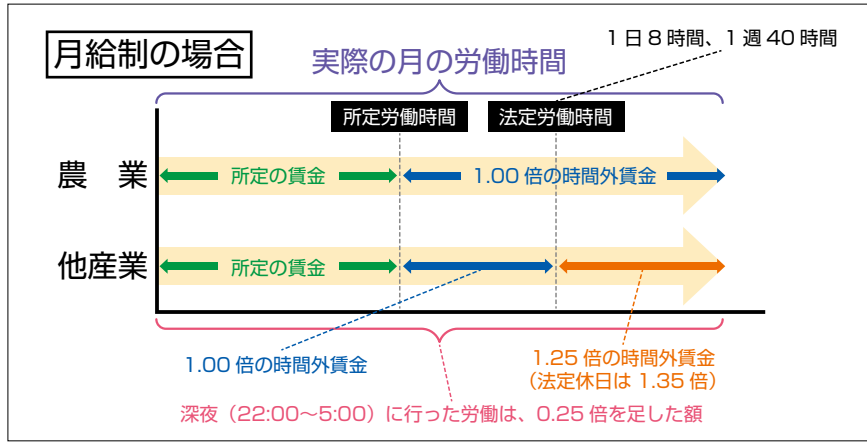
一方、農業は時間外労働や休日労働に対する割増賃金は適用除外とされています。ただし、これは「残業代を支払わなくて良い」ということではなく、法定労働時間（8時間）を超過した労働時間に対する通常の賃金（月給であれば基本給を月の所定労働時間で割った1時間当た

表1 時間外労働の割増率（他産業との比較）

|                        | 他産業の割増率                         |           | 農業の場合    |
|------------------------|---------------------------------|-----------|----------|
|                        | 時間外労働<br>(週 40 時間超又は<br>1日8時間超) | 月 60 時間以内 | 25%      |
|                        | 月 60 時間超 (中小事業主は猶予中)            | 50%       |          |
| 深夜労働 (午後 10 時から午前 5 時) |                                 | 25%       | 25%      |
| 休日労働                   |                                 | 35%       | 法による定め無し |



図1 時間外労働の割増率（他産業との比較）



りの賃金）は支払う必要があります。

3. 年少者の労働時間等

満18歳に満たない者を年少者と言います。年少者については一定の保護が必要であるという考えから、原則として時間外労働と休日労働をさせてはいけないとされていますが、農業は労働時間、休憩時間が適用除外なため、時間外労働・休日労働ともにさせることが可能です。

他産業：深夜労働させることができない。また、労働時間についても一定の制限がある。  
農業：時間外労働、休日労働をさせることができる。また、深夜労働をさせることができる。

4. 妊産婦の労働時間等

妊娠中の女性及び産後1年を経過しない女性を妊産婦と言います。妊産婦が請求した場合には以下の取扱いをする必要があります。

表2 妊産婦の労働時間等（他産業との比較）

|          | 他産業の場合  | 農業の場合        |
|----------|---|--------------|
| 労働時間     | 変形労働時間制を採用している場合でも、1週・1日の法定労働時間を超えて労働させてはならない | 法による定め無し     |
| 時間外・休日労働 | 三六協定を締結している場合でも時間外労働・休日労働をさせてはならない            | 法による定め無し     |
| 深夜労働     | 深夜業をさせてはならない                                  | 深夜業をさせてはならない |

5. 外国人技能実習生を受け入れる場合

外国人技能実習生を受け入れる場合、前述した1から4までの農業の労働基準法除外部分は適用されない事に留意して下さい。

特に、労基法36条の規定により、1日8時間、1週40時間を超えて労働させる場合は、労使協定に基づいた「三六協定」を締結して労働基準監督署に届け出る必要があります。

また、賃金の取扱いも同様に、外国人技能実習生を受け入れた場合は図1の「他産業」での割増賃金を支払う必要があります。

他産業と比較して、農業はいくつかの適用が除外されています。注意しなければいけないのは、農業の労働基準法適用除外項目は、農閑期を利用して休暇を取得することができるという考えから、法定労働時間等を法律の原則で縛る事が適当ではないという考えに基づいているということです。このため、「何時間でも働かせて良い」といった誤解をしないよう注意する必要があります。

規模拡大や6次産業化への取組みなど多角化する経営において、他産業を大きく下回るような労働条件で優秀な人材を確保することは困難です。従業員がやる気をもって仕事に従事し、業績の向上につなげるためにも、所定労働時間や休憩・休日の設定は、なるべく他産業の水準に近づけるよう努力が必要です。

# ニッポンのNEWS

こんなニュースがありました

## NEWS-1 農作業事故減へ 労災学会が発足

2014年4月18日／全国農業会議所

農作業での重大事故を減らそうと「日本農業労災学会」が8日に発足した。発起人には、学識者のほか、JA関係者や社会保険労務士らが名を連ねた。

創立趣旨には、産官学が連携しながら農作業事故を着実に防ぐことを掲げた。JA組織などと協力して、事故予防のノウハウや労災補償のセミナー・研究会を開催していく予定。

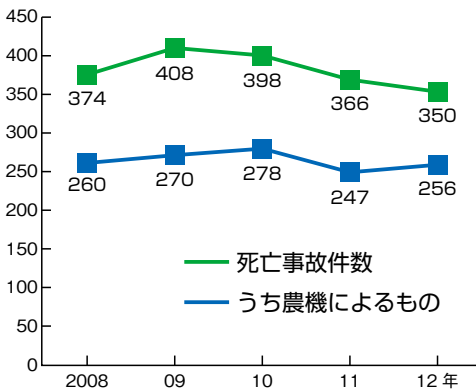
## NEWS-2 農作業中の死亡事故350件 高齢者なお多い傾向

2014年4月18日／全国農業会議所

農水省は8日、2012年に発生した農作業中の死亡事故が350件となり、前年から16件減ったと発表した。

事故区分は、「農業機械作業での事故」が256件で全体のほぼ4分の3を占めた。「農業用施設作業での事故」が19件、「それ以外の事故」が75件となった。

農作業中の死亡件数の推移



また、65歳以上の高齢者による事故が79.4%、80歳以上の高齢者」という変わらぬ死亡事故の傾向が改めて浮き彫りになった。事故の多い農業機械は「乗用型トラクター」が106件で最多。次いで「歩行型トラクター」と「農用運搬車」がともに40件、「自脱型コンバイン」が17件となった。事故原因は乗用型トラクターや農用運搬車、自脱型コンバインで「機械の転落・転倒」が最も多い。歩行型トラクターでは「挟まれ」が原因の半分以上になっている。

施設作業では、作業舎の屋根な

## 主張

### 農業法人と連携した施策を

2014年5月2日／全国農業会議所

ど高所からの「転落、墜落」が12件で最も多い。それ以外の事故では「熱中症」が21件、「圃場、道路からの転落」が12件、「稲ワラ焼却中などのやけど」が11件、「木など高所からの転落」が5件の順。

同省では春作業の行われる3～5月の間、春の農作業安全確認運動を展開し、農業者の安全意識の定着を図っている。

新規就農者が就農する地域が広がり、経営志向の高まりと農業法人での就業を経由した就農ルートが定着している。これが、昨年度に全国農業会議所が実施した実態調査の概要だ。新規就農が全国に広く普及していることがうかがえる結果となった。

これまで大都市圏から北海道・東北や中国・九州で就農するパターンが一般的だったが、関東や東海など自らの出身地で就農する傾向も高まっている。相談活動などの支援の受け皿が、全国的に広く整備されていることを裏付けている。

また、自然や環境面に着目して

農業を選択する就農者よりも、「経営の采配を振れる」「やり方次第でもうかる」など経営面での魅力を就農の理由に掲げる人の数が増えている。就農時の年齢との関係で見ると、若年層ほど経営志向が高い傾向があったが、その傾向が一層鮮明となった格好だ。

さらに、就農前に農業法人での就業経験がある人は回答者の5人に1人にのぼった。就農の経過年数の少ない人ほど、その割合が高くなっている。近年、農業法人数が増えていること、人材育成の受け皿として農業法人が実施する実践研修に助成支援が施されていることなどが背景にある。

とくに、その有効性については、栽培・飼養・加工技術や経営管理技術の習得、農業に対する理念や考え方の獲得、相談相手など人的なネットワークの形成など、回答者のほぼ全員が「有益だった」としている点に注目したい。

課題は、就農時に苦労することとして、従来と同様に、農地と資金の確保、営農技術の習得が指摘されたことだ。これには、実践研修など農業法人等による人材育成機能を活用した取り組みを進めており、一層効果的な推進が求められるところだ。人材対策の一翼を担う農業法人と連携した施策の構築を急がねばならない。

農業の雇用と労務に関するご相談や質問をお寄せください

月刊かわらばん 6月号

発行元：全国農業会議所・全国新規就農相談センター 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2階

TEL：03(6910)1126 FAX：03(3261)5131 Eメール：roumu@nca.or.jp

農業雇用改善推進事業ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/roumu/>

デザイン制作：株式会社あーす